

富士市民の健康づくりの推進に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と有限会社メイプル（以下「メイプル薬局」という。）とは、富士市民の健康づくりの推進に関する事業等に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市とメイプル薬局が相互に連携・協力して、富士市民に対し健康づくり事業等の普及促進・情報提供をすることにより、富士市民の健康づくりの推進に寄与することを目的とする。

（連携対象事業）

第2条 市とメイプル薬局とは、前条の目的を達成するために、次の項目について連携し、協力する。

- (1) 富士市民の健康づくりの推進に関する事業等の普及促進に関すること。
- (2) 富士市民の健康づくりの推進に関する事業等の情報提供に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項。

2 前項に定める事項の実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、市とメイプル薬局が協議して別途定めるものとする。

（善管注意義務）

第3条 市とメイプル薬局とは、本協定書に定める事項の実施にあたっては、双方が善良なる管理者の注意義務をもって連携し、協力する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日

の1ヶ月前までに、市又はメイプル薬局のいずれからも更新しない旨の申し出がない限りは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 市とメイプル薬局とは、相手から提供を受けた一切の情報を本協定に定める目的のみに使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

(協定の解除)

第6条 市とメイプル薬局とは、本協定について、いつでも解除することができる。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じたときは、市とメイプル薬局が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、市及びメイプル薬局が各1通を保有する。

令和2年8月21日

静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市
富士市長

静岡県富士市伝法2525-1
有限会社メイプル
代表取締役

小長井 義正

遠藤 篤
